

# 地域公共交通活性化再生法等の改正について

---

国土交通省 総合政策局地域交通課

- 国土交通大臣等が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が地域の関係者の協議を踏まえて「地域公共交通網形成計画」を策定(マスタープラン)
- 「地域公共交通網形成計画」に、「地域公共交通再編事業」等の「特定事業」を記載し、実施計画(「地域公共交通再編実施計画」等)について国の認定を受けた場合には、法律の特例措置等で支援。

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

## 地域公共交通網形成計画(地方公共団体が策定)

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・  
道路管理者・利用者・学識者等  
から構成)



## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる)

軌道運送高度化事業  
(LRTの整備)  
(事業者)

道路運送高度化事業  
(BRTの整備)  
(事業者)

海上運送高度化事業  
(海上運送サービス改善)  
(事業者)

鉄道事業再構築事業  
(鉄道の上下分離等)  
(事業者)

地域公共交通再編事業  
(公共交通ネットワークの再構築)  
(事業者)

鉄道再生事業  
(廃止届出がなされた鉄道の維持)  
(事業者)

軌道運送高度化実施計画  
(事業者)

道路運送高度化実施計画  
(事業者)

海上運送高度化実施計画  
(事業者)

鉄道事業再構築実施計画  
(地方公共団体・事業者)

地域公共交通再編実施計画  
(地方公共団体)

鉄道再生実施計画  
(地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣に届出

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

## 基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

## 地域公共交通計画 (現行:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定  
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

## 新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)

(事業者)

## 新モビリティサービス事業計画【新設】

(事業者)

## 地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(現行:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (現行:地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス 継続事業【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (現行:地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス 継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣へ届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例法案において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置  
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

# 地域公共交通調査等事業の体系

## 地域公共交通調査等事業

### 地域公共交通調査事業

#### 地域公共交通計画策定事業

◇地域公共交通計画の策定支援

### 地域公共交通利便増進事業

#### 利便増進計画策定事業

◇地域公共交通利便増進実施計画の策定支援

#### 利便増進計画推進事業

◇地域公共交通利便増進実施計画に基づく利用促進や事業評価の取組みの支援

### 地域旅客運送サービス継続推進事業【新規】

#### 継続実施計画策定事業

◇地域旅客運送サービス継続実施計画の策定支援

#### 継続実施計画推進事業

◇地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進や事業評価の取組みの支援

### 地域公共交通バリアフリー化調査事業

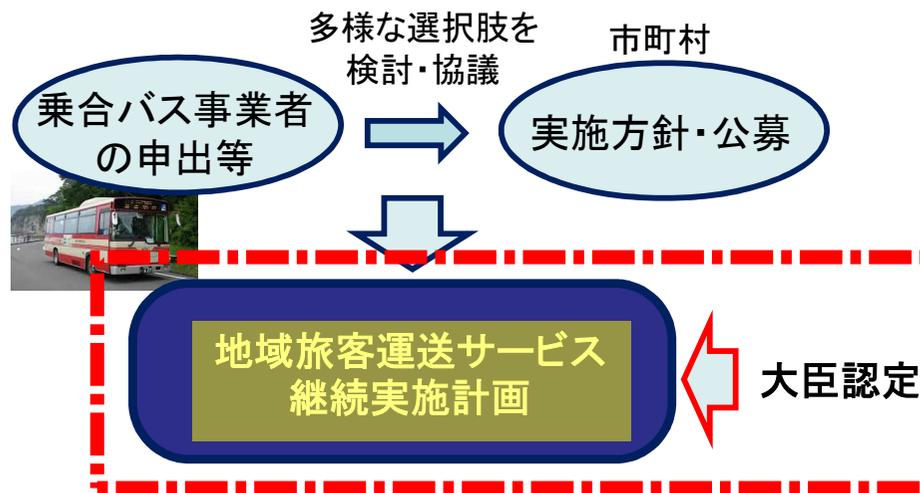
◇移動等円滑化促進方針の策定支援

# 3. 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通利便増進実施計画等に基づく利用促進や事業評価の取組の支援)【新規】

## 背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

## サービス継続の例



### (実施方針に定めるメニュー例)

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続 (縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通 (タクシー車両による乗合運送 (区域運行)) による継続
- ④ タクシー (乗用事業) による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ ~~福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用~~

## 計画策定

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費 (協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等)
- 【補助率】 1/2 (上限500万円)

## サービス継続事業に係る運行費補助

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差
- 【補助率】 1/2
- ※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。
- ※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。

# 地域旅客運送サービス継続事業の実施フロー（路線バス等の維持が困難である場合のイメージ）

